

地方自治体の基本構想と中小企業振興条例

菊地 進

(立教大学)

要 旨

中小企業憲章が閣議決定され、わが国の中小企業政策、地域振興策が新たな段階を迎えることになる。これを現実化させるのは、中小企業振興を巡る各地での取り組みであり、その蓄積によって国の中小企業政策を動かしていくことである。

地域経済の活性化、中小企業振興は地方行政の政策・施策にも位置付けられ、その基本方針が中小企業振興条例に盛り込まれる。逆にいえば、そうした中小企業振興条例を作るのでなければならない。しかし、この基本方針が実行されていくためには、地方自治体の政策・施策の全体系の中にこの基本方針が位置づけられるのでなければならない。

その意味で、地方行政の特質を踏まえ、地方行政を大きく包み込むような形で中小企業振興条例づくりやその改訂に取り組むことが大事である。地方行政は、小泉改革以降、予算と人員が大きく削減され、行政機構としての窮屈感は極度に高まってきている。中小企業政策に通じた職員が育っても、異動人事が早いと議論が振り出しに戻ることにすら珍しくなっている。

そうであるがゆえに、中小企業振興条例を作る際にも、地方行政の現状を踏まえ、一定の精緻さが必要になってくる。条例の目的、基本理念を明確にするとともに、中小企業者や中小企業団体の責務、自治体の責務、大企業の役割、教育機関の役割が明らかにされるのでなければならない。そして、県民・市民の理解も得られるような基本方針が盛り込まれるのでなければならない。

そして、この基本方針は地方自治体の商工労働部や産業経済部の政策体系の中に位置づけられるとともに、そこに止まるのでなく地方自治体全体の基本構想、総合計画に位置付けられなければならない。さらには、3～4年の実施計画や予算措置を伴う単年度計画の中につなげられていくのでなければならない。これらの各レベルの計画は、政策・施策・事務事業のいずれにおいても年々の行政評価・政策評価の対象となり、それを含めた進行管理が行われることになる。

企業からすれば当たり前のPDCAサイクルであるが、難しいのは、行政サービスは売上げや利益で評価できる対象ではないという点にある。そうであるがゆえに、行政とは意思疎通を密に諮り、共に歩むように地域経済振興、中小企業振興を進めていく必要があるのである。

キーワード

中小企業振興条例, 地域経済活性化, 地方自治体, 基本構想と総合計画, 政策評価・行政評価

はじめに

2010年6月、中小企業憲章が閣議決定され、わが国の中小企業政策、地域振興策が新たな段階を迎えた。ただし、これが現実化するかどうかは今後の取り組み方次第となる。

この憲章の閣議決定を受け、各地でその学習と中小企業振興条例制定に向けた取り組みが開始されている。中小企業憲章が活き、わが国の中小企業政策が抜本的に改められるには、地域での産業振興、中小企業振興が全国津々浦々で展開され、その経験が蓄積されていく必要がある。今わが国にとって大事なことは、世界経済の環境変化に翻弄されない安定的で活力のある経済の再生を目指すことである。そして、そのために、国、地方自治体、地域の企業、研究者、市民が知恵と力を集約することである。

そうしたうねりが起こりつつあるかどうかを見るメルクマール（指標）の一つに、地域での中小企業振興条例の制定状況がある。中小企業を軸とした地域振興に地方行政の目が向いているかどうか、それを見る指標でもある。ただし、それは制定されればよいというものではない。どのようなプロセスで制定され、それが活かされる条件がどのように切り拓かれているかが問題である。

このように考えると、実効性ある中小企業振興条例を制定するためには、その制定を求める側自身も、それぞれの地域の行政がどのような状況に置かれ、地域の将来構想（地域計画）をどのように策定し、その中に地域経済ならびに中小企業の振興策がどのように盛り込まれているかを知っておくことが大事であることが分かる。そこで、本稿では、地方自治体がどのように総合計画を策定し、その進行管理をどのように行っているかを見る視点を確立しておきたい¹⁾。そして、地方行政を大きく包み込むような中小企業振興条例、地域振興条例づくりをいかに進めるかを考える一助としたい。

1. 地方行財政改革の嵐

(1) 政策評価と行政改革

地方自治法は、第2条4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定め、市町村における行政運営の基本構想の策定を義務づけている。これはその定めのない都道府県においても行われ、基本構想の策定のみならず、基本計画、総合計画の策定として行われてきている。

1990年代までは、人口増もそれなりに想定でき、計画も10年単位のやや長期のものとして作成され、これが一種の県づくりのビジョンを示すものとなっていた。逆にいえば、それはビジョンであるから年々の行政遂行上の達成課題とはただちに直結するものではなかった。しかし、2000年代に入ると人口減、財政難によりそのようなわけにはいかなくなってくる。

長期計画は引き続き策定しながらも、3～5年の中期計画、2～3年の実施計画、予算を伴う単年度計画を策定し、しかも重点課題を明確にし、政策、施策の選択と集中を進めざるをえなくなってきたのである。そして、それを効率的かつ実効性を持つ形で進めるため、政策評価、事務事業評価を含む行政評価システムを導入し、その進行管理を市民に開かれた形で行う必要が出てきたのである。

行政評価を国の機関に一斉に課したのは2001年であったが、自治体によってはそうした取り組みを1990年代の後半から取り入れてきているところもあった。それが次第に全国へと広がり、後にみるように、2006年には『公共サービス改革法』により、すべての地方自治体にも課されるところとなったのである。

政策評価と事業評価

国の機関についていうと、2001年1月に「政

策評価に関する標準的ガイドライン」(政策評価に関する各府省連絡会議了承)がまとめられ、また、新府省が発足した年の6月に『行政機関が行う政策に関する法律(政策評価法)』が制定され、各府省はガイドラインの線に沿って政策評価を実施することになった²⁾。政策評価法という政策評価の目的は、行政における説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換である。

評価のあり方としては、自己評価、できるだけ定量的にというのが『行政評価法』の求めである。同ガイドラインでは、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」の観点から評価し、評価の手法としては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価を行い、困難である場合は、客観性の確保に留意することとした。

より具体的には、主要な施策等に関し、「いつまでに何についてどのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す成果(アウトカム)に着目した目標(基本目標)を設定するのである。具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、これに関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標(達成目標)を設定する。達成目標は、可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いて示す。

「政策評価に関する標準的ガイドライン」はこのように定め、イメージ図まで提示した。ポイントは、誰から見ても納得いく評価結果になるよう、客観的に測定可能な目標・指標を設けるということである。基本目標の達成期間については、5年程度が基本とされ、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」を主要な要素として政策の企画・立案を図ることとするとされた³⁾。

目標管理と統計

こうしたガイドラインに沿って国の機関は2001年以降一斉に計画の立案と評価システムの構築を行ってきた。この「ガイドライン」は、

2005年に改訂され、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」などを組み合わせ、一層体系的でかつ合理的、的確な政策評価の実施の確保が求められるところとなった。そして、こうした政策評価の流れは、2006年の『公共サービス改革法』により、国の機関にとどまらず、すべての地方自治体にも及ぶところとなっている。

『公共サービス改革法』とは、『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』の略で、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、必要な措置、必要な事項を定めるというものである。

そして、この法律を踏まえた改革推進の方針として、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革、情報開示の徹底・住民監視(ガバナンス)の強化、総務省による助言フォローアップの強化という方針が掲げられた。

このうち、公共サービス改革については、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務・事業の再編・整理、廃止・統合を行い、「市場化テスト」の積極的な活用を図ることとしている。

こうして、地方行政においても、ほぼ国の機関同様、総合計画の策定(施策の選択と集中)、実施計画、単年度計画の策定ならびに推進と行財政改革が表裏一体のものとして進められることになってきたのである。

(2) 三位一体改革から集中改革プラン

2010年6月、民主党政権の下で地域主権戦略大綱が閣議決定されたが、地方分権の動きが国政レベルで表舞台に立ってきたのが1993年6月の第126回国会で行われた「地方分権に関する

決議」である。地方自治体からすると、全会一致で挙げられたこの国会決議は「あらたな地方自治の出発の嚆矢となるもの」⁴⁾(全国市長会)と受け止められるだけの内容をもっており、ここで改めて振り返っておくこととしたい。以下参院での決議文である⁵⁾。

「地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

平成5年6月4日 参議院本会議」

アンダーラインは筆者が引いたものであるが、一読して明らかなように、ごく最近の決議とみてもおかしくない内容となっている。ようするに本質的な事態は、17年経った現在も変わっていないということである。ただし、この決議の後、様々な動きがあったこともまた事実である。

第1次分権改革

1995年7月には、地方分権推進法が制定・施行され、地方分権推進委員会が設置された。同委員会は1998年まで5次にわたる勧告を行い、この勧告に基づき1999年には地方分権一括法⁶⁾が制定され、翌2000年4月にその多くが施行された。よく知られたものとしては、国の機関委

任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務に分けられたことである。機関委任事務とは、法令に基づいて地方自治体が「国の機関」として行う事務を指している。これに対し、法定受託事務とは、国家の統治の基本に密接な関連を有する事務等のうち法律で定めたものとされており、「国の機関」として行う事務とは異なってくる。

これが廃止されたということは、国と地方自治体の対等な関係を目指す第一歩をなすものと評価された⁷⁾。その後、地方分権改革推進委員会は、2001年6月に『地方分権推進委員会最終報告』をまとめ、地方分権一括法までの改革を第1次分権改革と捉え、第1次分権改革の完全実施を求め、第2次分権改革に向けて始動すべきことが強調された。その中心的課題が、地方の税財源充実確保であり、そのための地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革である。

三位一体改革

これを受け、2002年6月に、小泉政権は「構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定し、国庫補助負担金、地方交付税、税源の移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し改革に取り組むことを明らかにした。そして、2003年～2005年にかけて、国庫補助負担金の削減、所得税から個人住民税への税源移譲、地方交付税の抑制を巡り、激しいやり取りが行われた後、2005年11月の税源移譲に関する政府与党間合意をもって、いわゆる三位一体改革に一区切りがつけられることになった⁸⁾。

その結果は、補助率のカット等による国庫補助負担金の約4.7兆円の削減、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲、事業の縮小・廃止による地方交付税交付金約5.1兆円の圧縮である。地方6団体は税源移譲に関しては評価しつつも、国庫負担金の負担率の引き下げなど真の地方分権改革にはほど遠い内容が含まれていると批判した。しかし、この決着による地方財政の悪化は一層厳しくなり、この後、都道府県

をはじめとする地方自治体がかつてない財政改革に取り組まねばならないことになる。

第2次分権改革

総務省は2006年8月、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」を定め、「総人件費改革」、「公共サービス改革」、「地方公会計改革」の3点について、「情報公開の徹底と住民監視」の下に、より一層の行政改革の推進を要請した。そして、同年12月には、地方分権改革推進法が制定され、地方分権改革推進委員会が設置された。この委員会が提唱したのが、同指針に基づき2007年度より地方分権第2期改革にとり掛かかるとし、地方自治体は「集中改革プラン」に取り組むとともにその結果を公表すべきということであった。

2006年の「指針」における「総人件費改革」とは、地方公務員の職員数の削減、給与の抑制、第三セクター等の人件費、職員数の抑制を内容としていた。また、「公共サービス改革」とは、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務・事業の再編・整理、廃止・統合を図る行政運営を行うことであり、「地方公会計改革」とは、公会計の整備、資産・債務管理と改革プランの作成(3年以内)を内容とするものであった。こうして、長期計画、実施計画、単年度計画の策定・進行管理と行財政改革を表裏一体のものとして進めることが求められるところとなった。

これを受け、地方自治体は一斉に集中改革プランに取組み、2008年までに、すべての都道府県、指定都市、市町村で集中改革プランの作成と公表が行われるにいたった。総務省の集計では、2009年度までの3年間で、地方公務員の定員数は、教育・警察除く都道府県で8.5%減、指定都市で7.3%減、市町村6.4%減であり、1998年から2008年までの一般歳出は、国が2.8%増であるのに対し、地方自治体の一般歳出は7.6%減となっている。地方分権の掛け声は良いが、財政的には国に比べて相当厳しくなっ

ている自治体が多いのが実態である。

2. 「地域主権」と長期構想

(1) 「地域主権戦略」の策定

地方自治体の集中改革プランが最終段階に達した時に起きたのが民主党への政権交代である。新政権は、すでに設置されていた地方分権推進本部を廃止し、首相を議長とする地域戦略会議を設置した(2009年11月)。そして、同12月には「地方分権改革推進計画」を定め、新政権の「一丁目一番地」である「地域主権の確立」を目指すこととした。

ここでの「計画」は、①義務付け・格付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③地域主権改革の法制化の必要性の提示というように、いわば今後の進め方の方向性を示すものとして作成された。義務付け・格付けの見直しとは、国の定めた各種設置基準、使用基準、計画策定基準など広範な分野にわたるものであり、この見直しが行われれば当然に自治体の条例制定権の拡大が必要となってくる。

こうした新政権の姿勢を示すために、その後、2010年の通常国会に「地方自治法の一部を改正する法律案」を上程し⁹⁾、議員定数の法定上限の撤廃、市町村の基本構想の策定義務の撤廃、予算・決算の報告義務の撤廃、条例の制定・改廃の報告義務の撤廃など地方自治体の自由度の拡大を図るための措置を取ろうとした。また、国と地方の協議の場についても法制化を試みている。

こうして2010年6月には、「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取り組み方針を明らかにした。そして、2012年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定し、積極的に取り組んでいくことを宣言した。

「地域主権改革」の理念と定義

「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く

担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」これが「地域主権戦略大綱」で定義されている「地域主権改革」である。「地域主権」とは、この改革の根底をなす理念であり、「国民主権」の内容を豊かにする方向性をもつものであるという。

歴史的に言うならば、明治以来の中央集権体質から脱却し、「国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場での関係で対話の出来る新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない」ということである。

この点を、大綱ではさらに噛み砕いて説明している。すなわち、「地域主権改革が進展すれば、おのずと地方自治体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方自治体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる」というのである。その意味で、地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任で作っていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革であるという。

「地域主権改革」の内容

改革の内容として、「地域主権大綱」は次の9点を掲げている。

1. 義務付け・枠づけの見直しと条例制定権の拡大
2. 基礎自治体への権限の移譲
3. 国の出先機関の原則廃止
4. ひも付き補助金の一括交付金化
5. 地方財源の充実確保
6. 直轄事業負担金の廃止
7. 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）
8. 自治体間連携・道州制

9. 緑の分権改革の推進

項目としては、地方分権推進として自民党政権下ですでに掲げられてきたものも少なくないが、新たな特徴もある。それは次の諸点である。

- ・地方自治法2条4項；市町村の基本構想の策定義務に係る規定は撤廃する。
- ・中小企業支援法4条1項；都道府県が行う中小企業支援事業実施に関する計画の作成に関する規定は廃止する。
- ・中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律4条1項；都道府県の基本構想の作成に掛かる規定は廃止する。

基本構想策定義務の廃止

地方自治体が長期構想と中期の実施計画、単年度計画というように計画的行政施策を行うとしてきた根拠は、地方自治法2条にある市町村の基本構想の策定義務に係る規定である。市町村はもとより、都道府県においてもこの条文に基づき計画を策定してきている。少なくとも、計画策定の理由について説明するときには、必ずこの条文が引き合いに出されるところとなっている。

その義務規定をなくすということは、まさに地方の意思と意欲と判断で行政施策は行われるべきということになる。逆に言うと、計画的行政サービスが提供されなくとも、それはそうした代表を選んでいる地域住民の責任であるということになる。これが日本国憲法に合致するかどうか議論の余地のあるところであるが、それはひとまずおき、ここでは、地方の意思と意欲と熱意で地方自治体の基本構想を作り上げていく場合、どのような取組が必要かという視点から考えてみることにしたい。

すでに触れた2001年の「政策評価に関する標準的ガイドライン」（政策評価各府省連絡会議）では、行政の行う政策、施策、事務事業を次のように定義している。

- ・政策（狭義）：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

- ・施策：基本的な方針に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとめり。
- ・事務事業：具体的な方策や対策を具現化するための個々の行政手段としての事務・事業。

この区分けに基づき、地方行政においても政策・施策・事務事業の体系化が行われ、長期計画、実施計画、単年度計画の策定とその実施に伴う評価・見直しの仕組みが組み入れられてきている。2000年代の前半から後半にかけてその嵐が吹き抜けたとあってよい。今後の取り組みを考えるため、その動きを振り返っておくこととしたい。

それは民主党の言う「地域主権改革」が理念通り進みうるものかどうか、その条件が地域にそもそもあるのかどうか、そうした点を考えることにつながってくる。

(2) 計画の策定と進行管理

地方自治体の総合計画（長期計画）は1960年代より、様々に作成されてきた。当初、多くは総花型の計画で、夢を描き語る計画となっていた。夢を語る側面が強いから、それが計画通り進んできたかどうかは特に厳しい点検にさらされることもなかった。まさに高度成長期らしい総合計画である¹⁰⁾。

しかし、高度成長も終わり、バブル崩壊を経た後、2000年代に入ると総合計画にも変化が現れることになる。それは、総花型計画から重点化のための計画（選択と集中）への変化である。そのために、30年後の目指す姿（理念）を定め、そこに向かうための基本方針、それを実現するための政策・施策・基本事業・事務事業というように、政策の体系化が図られたのである。

策定方法にも工夫が凝らされるようになった。県民、企業アンケートを利用した重要度・満足度分析、全庁職員による各部局の政策・施策の総点検、総合計画審議会での審議など政策形成の可視化が図られた。また、県民・市民への説明責任を果たすとの理由で、シンクタンクの協力を得て総合計画書も見栄えのよいものがつく

られるようになっていった。

実施計画から単年度計画へ

資料1、資料2は、47都道府県と主要都市における長期計画の策定状況（2010年12月現在）である。おおむね10年程度の長期計画となっている。地方自治体の基本構想は、30年程度先のあるべき姿、10年程度の総合計画、それに基づく5年程度の実施計画（前期・後期）、そして毎年何をするかの単年度計画というように体系的に構成されることが多い。2000年代半ばには、そうした定番が確立していった。

そして、計画を立てた以上その達成状況を把握することが必要であり、それを市民・県民もつかめるように、数値目標の設定が推奨された。これは「政策評価に関する標準的ガイドライン」に描かれている姿そのものである。その際、政府統計のデータが迅速にえられるのであれば、それを利用することが望ましいわけであるが、統計の公表には時間を要するものが多く、目標期間が短くなるほど政府統計利用の割合が減り、数値目標の多くは業務データ、独自調査の利用とならざるを得なくなるのが実態である。

では、個々の施策における達成目標をどのように設定するか、なかなか難しいとの声も強いが、各地の例を見るとおおよそ次のようなパターンに分けられる。

・実績延長型

例 製造品出荷額伸び率；過去5年平均5%を踏まえ、6%とする。

・他県との比較型

例 製品等の出荷額全国順位；10位から9位を目指す。

・モニタリング型

例 家庭内暴力相談件数……サポートは重要だが観察指標

・意識調査利用型

例 学校に満足している児童生徒の割合；68%から75%に増やす。

・その他

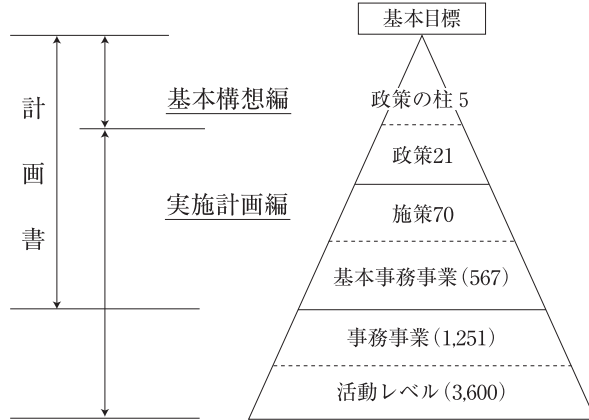
例 新設計画；観光地づくりプロジェクト件

計画の構造

計画の構造は、「基本構想編」と「実施計画編」の二層構造とします。

基本構想編は、本県の現状と課題を確認し「基本目標（目指すべき島根の将来像）」を明らかにします。

実施計画編では、基本目標を達成するための課題とそれを解決するための方策・事業の関係を「政策－施策－事務事業等」の目的と手段の体系で整理し、合わせて政策、施策等に数値目標を設定します。



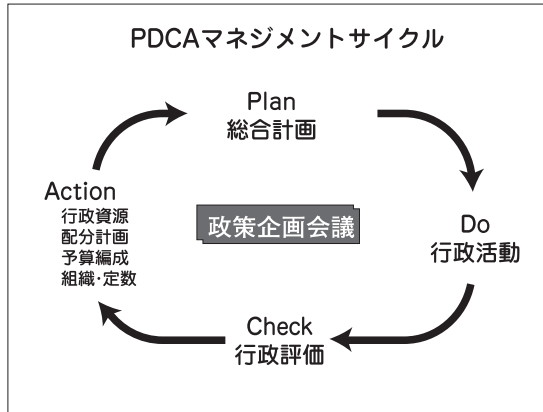
総合計画の構造

()内の数は、平成16年度行政活動に対する評価実施数

進行管理

計画策定後の新たな変化に対応できるように進行管理は、毎年度の「計画・執行・評価・改善」というPDCAマネジメントサイクルを実践する中で、それぞれの取り組み状況を行政評価システムにより評価し、その評価結果等を踏まえ、政策企画会議で必要な見直し修正等を行います。

- PDCA : Plan 総合計画
- Do 行政活動
- Check 行政評価
- Action 行政資源配分計画
 予算編成・組織・定数



資料1. 都道府県の総合計画

都道府県	策定部署名	計 画 名	計画期間
北海道	総合政策部 計画推進局	ほっかいどう未来創造プラン	平成20～31年度
青森県	企画政策部企画調整課	青森県基本計画未来への挑戦	平成21～25年度
岩手県	政策地域部政策推進室	いわて県民計画	平成21～30年度
宮城県	企画部政策課	宮城の将来ビジョン	平成19～28年度
秋田県	企画振興部 総合政策課	ふるさと秋田元気創造プラン	平成22～25年度
山形県	総務部政策企画課	やまがた総合発展計画	平成17～27年度
福島県	企画調整部総合計画課	いきいき ふくしま創造プラン	平成22～26年度
茨城県	企画部企画課	いきいき いばらき生活大県プラン	平成23～28年度
栃木県	総合政策部総合政策課	とちぎ元気プラン(新計画策定中)	平成18～22年度
群馬県	企画部企画課	新総合計画 (第14次群馬県総合計画)	平成23～27年度
埼玉県	総合政策部計画調整課	ゆとりとチャンスの埼玉プラン	平成19～24年度
千葉県	総合企画部政策企画課	輝け!ちば元気プラン	平成22～24年度
東京都	知事本局企画調整課	東京構想2000	平成13～27年度
神奈川県	企画部政策課	神奈川県力構想・基本構想	平成19～37年度
山梨県	知事政策局	チャレンジ山梨行動計画	平成19～22年度
新潟県	知事政策局政策課	「夢おこし」政策プラン	平成18～28年度
長野県	企画局企画課	長野県中期総合計画	平成20～24年度
富山県	知事政策室 総合計画担当	元気とやま創造計画	平成19～27年度
石川県	企画振興部企画課	石川県新長期構想 (改定)	平成18～27年度
福井県	総合政策部政策推進課	福井県産力強化計画	平成16～26年度
岐阜県	総合企画部総合政策課	岐阜県長期構想	平成21～30年度
静岡県	企画部企画監(総合計画)	魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン	平成18～22年度
愛知県	知事政策局企画課	政策指針2010-2015	平成22～27年度
三重県	政策部企画室	県民しあわせプラン・第三次戦略計画	平成23～26年度
滋賀県	企画調整課企画計画担当	滋賀県基本構想	平成19～22年度
京都府	政策企画部計画課	明日の京都ビジョン	平成23～27年度
大阪府	政策企画部企画室	大阪の成長戦略	平成23～33年度
兵庫県	県民政策局ビジョン課	21世紀兵庫長期ビジョン第2期	平成18～22年度
奈良県	企画部総合政策課	やまと21世紀ビジョン実施計画 (2006～2010)	平成18～22年度
和歌山県	企画政策局企画総務課	和歌山県長期総合計画	平成20～29年度
鳥取県	統轄監 県政推進課	鳥取県の将来ビジョン	平成20～30年度
島根県	政策企画局政策企画監室	島根総合発展計画	平成20～30年度
岡山県	政策審議監	新おかやま夢づくりプラン	平成19～23年度
広島県	政策企画部政策企画課	ひろしま未来チャレンジビジョン	平成22～32年度
山口県	総合政策部政策企画課	やまぐち未来デザイン21 第六次実行計画	平成20～24年度
徳島県	政策企画総局	オンリーワン徳島行動計画 (第二幕)	平成19～22年度
香川県	政策部政策課	香川県次期総合計画	平成23～27年度
愛媛県	企画情報部企画調整課	第五次愛媛県長期計画	平成12～22年度
高知県	商工労働部	高知県産業振興ビジョン	平成19～23年度
福岡県	企画・地域振興部	ふくおか新世紀計画	平成9～22年度
佐賀県	統括本部政策監	佐賀県総合計画2007	平成19～22年度
長崎県	政策企画部政策企画課	ながさき夢・元気づくりプラン	平成18～22年度
熊本県	企画振興部企画課	くまもとの夢4カ年戦略	平成20～24年3月
大分県	企画振興部政策企画課	大分県長期総合計画	平成17～27年度
宮崎県	総合政策本部総合政策課	宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」	平成19～22年度
鹿児島県	企画部企画課	21世紀新かごしま総合計画	平成13～22年度
沖縄県	企画部企画調整課	沖縄21世紀ビジョン	平成22～42年度

資料2. 政令市等の総合計画

政令市等	策定部署名	計 画 名	計画期間
札幌市	経済局産業振興部	第2次札幌新まちづくり計画	平成19～22年度
帯広市	政策推進部企画課	第6期帯広市総合計画	平成22～31年度
秋田市	企画調整部企画調整課	第11次秋田市総合計画	平成19～27年度
盛岡市	企画調整課	盛岡市総合計画	平成17～26年度
仙台市	企画調整局総合計画課	仙台市基本構想・基本計画	平成23～32年度
北上市	企画部 政策企画課	北上市総合計画 2011-2020	平成23～32年度
山形市	企画調整部	山形市第7次総合計画	平成19～23年度
千葉市	総合政策局政策企画課	千葉市新基本計画	平成24～33年度
さいたま市	政策企画部企画調整課	さいたま市総合振興計画	平成16～25年度
三鷹市	企画部 企画経営課	第4次基本計画	平成23～27年度
川崎市	総合企画局企画調整課	新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」	平成20～22年度
横浜市	都市経営局政策部政策課	横浜市基本構想中期計画	平成18～22年度
相模原市	企画政策課	新・相模原市総合計画	平成22～31年度
新潟市	政策企画部企画調整課	新・新潟市総合計画	平成19～26年度
静岡市	経営企画部経営企画課	第2次静岡市総合計画	平成22～26年度
浜松市	企画部企画課	はままつ“やらまいか”創造プラン	平成19～26年度
名古屋市	総務局企画部企画課	名古屋市中期戦略ビジョン	平成22～24年度
京都市	総合企画局 政策企画室	京都未来まちづくりプラン	平成20～23年度
大阪市	経営企画室経営企画担当	大阪市基本計画2006-2015	平成18～27年度
堺市	財政局企画部	堺21世紀・未来デザイン	平成13～32年度
神戸市	企画調整局総合計画課	神戸2010ビジョン 第4次神戸市基本計画	平成17～22年度
岡山市	企画局	新・岡山市総合計画	平成21～37年度
広島市	企画総務局 企画調整部	第5次広島市基本計画	平成21～32年度
高松市	企画財政部	高松市新総合計画	平成20～27年度
松山市	総合政策部	第5次松山市総合計画	平成11～22年度
北九州市	企画文化局政策部企画課	「元氣発進!北九州」プラン	平成20～32年度
福岡市	総務企画局企画調整部	福岡市新・基本計画	平成15～27年度

数を5件作る、等々。

こうした達成目標の進捗状況を確認資料に加えながら、政策、施策、事務事業のそれぞれについて評価シートを作成し、そこに自己評価を記入していくのである。こうしてつくられる評価シートは、自治体によっては数千枚に達するところとなった。そしてこれを市民情報室、県民情報室などに配置し、市民・県民の閲覧に付すようになってきたのである。

地域総合計画の性格をどう見るか

作成された評価シート、目標の達成状況、事業の効果などをもとに、伸ばす事業、様子を見る事業、廃止をする事業などに区分され、事業予算についても毎年度査定が進められていくことになる。このように、計画の策定、その進行

管理、事業の見直しというようにPDCAサイクルに基づく行政活動がすべての地方自治体において志向されていった。しかも、そのことによる政策の選択と集中は、集中改革プランが強力に進められるあたりから一層激しさを増すことになる。

それは三位一体改革が一定の決着を見せ、集中改革プランが進行する中で、地方自治体の人員削減と財政削減が急速に進みだしたからである。経常的な事業予算ばかりでなく、長期構想策定に際しても、従来ついていた予算がつかなくなり、かつてのようにシンクタンクへ委託するということはそもそもできなくなってくる。調査を実施するに当たっても、それを外部に委託する予算がそもそもつかなくなる、こうした

状況が多く自治体で一斉に始まっていくのである。県民情報室をみるとここ数年、事業評価シート集の配架が無くなってきていることに気がつく。自治体の側にその余裕がなくなっていることを物語っている。

予算や人員が削減されてきていることに逆に奮起し、職員自らの力で手づくりの計画を作ろうとする熱意ある取り組みも生まれてきているが¹¹⁾、多くの自治体がそうなっているわけではない。むしろ行政サービスが縮小の連鎖をたどりかねない状況の自治体も少なくない。自治体職員が地域で孤立しているような場合、あるいは地域の構成員の利害対立に翻弄されているような場合、地方自治体の機能は一気に低下する可能性がある。

地域経済振興という視点からすれば、地方行政が後退していくことは地域経済の一層の地盤沈下を加速することにもつながりかねない。地域企業や企業家団体、住民、教育機関などが地方行政と連携し、地域経済をどう考えるべきかを議論し、将来ビジョンを練り、行動していくことが必要な時期に来ているといえよう。そうでないと、地域経済自体が後退、縮小の一途をたどりかねない。そうした負の連鎖を断ち切り、反転させるべく始まっているのが地域における中小企業振興条例制定の取り組みである。ここで注目したいのは、一般的な地域振興条例の制定ではなく、大企業の責務と中小企業の役割を明確にした中小企業振興条例の制定である。これがなぜ大事か、次にこの点を考えてみることにしたい。

3. 地域振興条例の位置と役割

(1) 各地で進む中小企業振興条例制定

都道府県レベルの中小企業振興条例としては、中小企業立県を謳う「埼玉県中小企業振興基本条例」(2002年)がよく知られているが、中小企業振興を明確に謳った条例としては下記がある。

- ・2006年：「福島県中小企業振興基本条例」
- ・2007年：「千葉県中小企業振興に関する条例」、
「熊本県中小企業振興基本条例」、
「青森県中小企業振興基本条例」、
「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進並びに中小企業の競争力強化に関する条例」
- ・2008年：「奈良県中小企業振興基本条例」、
「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」、
「沖縄県中小企業の振興に関する条例」、
「神奈川県中小企業活性化推進条例」、
「沖縄県中小企業の振興に関する条例」
- ・2009年：「福井県中小企業振興条例」
- ・2010年：「大阪府中小企業振興基本条例」

中小企業振興条例の構成

さらに広がっていくことと思われるが、ここでは「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」(以下、徳島県中小企業振興条例とする)¹²⁾などを一つの例にしなが、条例の構成について見てみることにしたい。多くの場合、次のような構成がとられている。

0. 前文
1. 中小企業振興条例の目的
2. 中小企業者の定義
3. 中小企業振興条例の基本理念
4. 中小企業者の責務・中小企業団体の責務
5. 自治体の責務
6. 大企業の役割
7. 高等教育機関の役割
8. 県民・市民の理解
9. 基本方針

条例の制定理由は、中小企業基本法第6条に定める地方公共団体の責務を果たすためであるとされることが多く、通常前文でそのことが述べられる。すなわち、中小企業振興を県政や市政の重要課題と位置付け、この条例を制定するものであるということが宣言されるのである。

そうなるとう当然に、中小企業振興条例の制定の目的は、中小企業の振興に関する施策を総合

的に推進するためであるということになり、その中に、中小企業の振興に関する基本理念、基本方針及び施策の基本となる事項が盛り込まれることになる。徳島県中小企業振興条例では、中小企業の振興に関し中小企業者、県等の役割に加え、「大企業等の役割を明らかにする」ことを目的条項で謳っている。これは興味深い点である。

地域における中小企業の役割の規定

条例の目的が定められると、その対象となる中小企業とは何かを定義しなければならない。通常、これは『中小企業基本法』第2条1項に定められる中小企業者であり、県内に事業所または事務所を構えるものとなる。多くの場合、このような定義に止まるが、徳島県中小企業振興条例では、あえて「頑張る中小企業者」として定義され、単に基本法による中小企業者というだけでなく、「主体的かつ創造的な事業活動に努める」中小企業者と規定し、条例の基本理念の第1として、中小企業振興は、地域経済を発展させるため、「頑張る中小企業を支援することにより推進されること」とされる。

そして、これがさらに、地域経済で果たす各層の役割のうち、中小企業者の責務を定める条項に引き継がれ、「自らを取り巻く環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努めなければならない」と規定されていく。このように徳島県中小企業振興条例では「頑張る中小企業」をキーワードに条例をまとめていることが特徴的である。県政運営上、資源配分の選択と集中を進めなければならないという理由もあろうが、それだけでなく振興条例の対象となる中小企業自身も頑張るということが明確にされるのでなければ市民、県民の理解も得られないからであると考えられる。

内発型企業の育成

ところは変わるが、宮城県では、2007年に「みやぎの将来ビジョン2007年-2016年」を策定した。その際の基本認識は、宮城県は製造業の割

合が小さく、水産業も加工度が低く、付加価値率が低い状況にあり、そこからの脱却が喫緊の課題であるというものであった。そのため、企業誘致という方針を重視せざるを得なかった¹³⁾。

2007年6月に『企業立地促進法』（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）が制定され、地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を地域が策定し、国の同意を受けた場合には、設備投資減税や工場立地法の特例などさまざまな支援措置や規制緩和が受けられることが示された。そこで、2007年7月に宮城県が取り組むべき重点計画として「高度電子機械産業集積形成基本計画」と「自動車関連産業集積形成基本計画」の2つの基本計画を策定するとともに、2009年2月には「食品関連産業等活性化基本計画」を策定し、いずれも『企業立地促進法』に基づく計画として国の認定を受けるところとなった。

そして、企業立地と地域企業の育成と新産業の創出の取組を一体的かつ総合的に推進するものとして、これらの基本計画が「みやぎの将来ビジョン」実現に向けた実施計画（「33の取組み」）の中に位置づけられたのである。これを踏まえ、宮城県では、2008年から2013年にかけて年平均30件程度の企業立地を進め、5年間で120件の企業立地を進めるといった数値目標も立てた。

ただ、この進行過程でリーマンショックによる経済危機が訪れ、外需中心の企業誘致のみでは県内経済の安定化は図れないことに気付き、県内企業特にIT企業の育成を図り、組込み技術者の育成を行うとともに、情報産業のブランド確立を図るため、県内IT企業の商品開発を支援するほか県内企業のIT化に寄与する商品の導入支援など販促活動支援を行うことにした。

宮城県には、中小企業振興条例と銘打った条例はないが、2007年に「ものづくり産業振興に関する県民条例」を定めている。ここには、中小企業という言葉は一言も出てこない。しかし、その前文で、本県の地域経済を支える企業は、

「大手企業に依存した下請けの体質から脱却し、研究開発力及び技術力を備えた知識集約型の競争力ある企業へ脱皮することを目指し、関係機関と連携しながら努力を続けていくことが求められている」と述べ、県民の県民による県民のためのものづくり産業の振興について定める条例であると述べている。明らかに中小企業の振興を目指しているのである。

(2) 中小企業振興条例制定は入口

宮城県の例で見たように『企業立地促進法』を利用して企業誘致を進めようとしている地域は少なくない。人口減にあえぐ地方の場合、なおのことそうした即効性のある施策に頼りがちである。しかし、内陸部へ移った大企業がグローバルゼーションの流れの中で海外へ移転し、工業団地の空洞化が目立つ地域が少なくないことを考えると、「地元の中小企業を育み、新たな内発型の企業・産業を作り上げることの必要性」は、ますます大事な課題になってきている。一般的に、ものづくり産業振興条例や地域経済活性化条例ということではなく、地元企業、内発型企業・産業の育成を考えることを明確にすることが大事であり、そのためにも中小企業振興というスタンスを明確にした条例の制定が望まれるところである。

大企業に求められる役割

中小企業を地域経済の重要な担い手として位置付ける中小振興条例においては、大企業の役割をどのように捉えるかがもう一つの大事なポイントとなる。各地の振興条例を見ると、大企業の役割に言及しているケースと触れていないケースがある。中小企業振興を冠しない産業振興条例、地域活性化条例の場合は、大企業の役割に言及しないのが普通であるが、中小企業振興条例である場合でもそれに言及していないことがある。ただ、中小企業振興を謳う場合には、やはり地域経済および中小企業振興に対する大企業の役割に言及することが、避けて通れないことが多い。では、中小企業振興条例において

大企業の役割に言及している場合はどのような形か。いくつか例をあげてみたい。

- ・「大企業その他の中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。」(奈良県中小企業振興条例)
- ・「大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。」(神奈川県中小企業活性化推進条例)
- ・「大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取組むことにより、地域経済の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。」(神奈川県中小企業活性化推進条例)
- ・「大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が地域社会の発展はもとより、自らの事業活動の維持及び発展に欠くことが出来ない重要な存在であることを認識し、中小企業が供給するサービス及び製品の利用等に努めるとともに、地域づくりに取組むことにより、地域経済の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。」(徳島県中小企業振興条例)

いずれも、県の実施する中小企業振興施策への協力を求める点では共通しているが、その指摘のみに止まる場合、地域経済活性化に資することまで求める場合、さらには、中小企業の役割を認識し、取引に心がけることを促すことまで求める場合などいくつかに分かれる。やはり大事なものは、地域の実情を踏まえながらも、県の施策への協力にとどめるのではなく、もう一歩踏み込んだ規定まで進むことであろう。

基本方針、行政の役割

中小企業振興条例の基本理念の第1は、地域経済の振興は「中小企業を支援することにより推進されること」という点にあったが、これにさらに、行政、中小企業団体、大企業者、高等教育機関、県民等の協力により推進されるものとするという点も加えられることがある。それは地域での事業活動の担い手ばかりでなく行政とともに中小企業を支援する団体、大企業、高等教育機関、市民・県民の共通した理解がなければ地域経済振興は進んでいかないからである。これら各層の力を引き出し、コーディネートする役割が行政に求められているのであり、当然、それは中小企業振興に関する基本方針にも盛り込まれてくることになる。

基本方針とは、具体的な施策を講じていくための基本な方針であり、多くの場合次のような点が取り上げられる。

- ・創業を促す支援体制の整備
- ・中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化の促進
- ・新商品の開発等、経営の革新のための支援
- ・中小企業を中心とした産学官民の連携の促進
- ・事業展開に必要な人材の確保及び育成の支援
- ・地域づくりによる地域経済の活性化の促進
- ・以上の基本方針に基づく具体的施策策定の義務付け

地域の地理的・自然的条件や特性、地域特有の資源の状況に応じて、基本方針の定め方は異なってくるが、地域における中小企業振興の基本方針はここに盛り込まれることになる。

総合計画に結びつけることの重要性

さて、中小企業振興条例の構成をここまで見てくると、すでに見た長期構想、長期計画、実施計画、単年度計画との関係が問題になってくる。というのは、条例の基本方針に基づく具体的施策は、これらと切り離しては実施できないからである。

先に見た宮城県の場合、産業経済部において、毎年の「産業行政施策」を持つとともに、

2004・2005年には、「緊急経済産業再生戦略」をまとめた。それまでにも、商工振興のアクションプランをまとめたことがあるが、数値目標などではなく、ここで初めて、雇用創出目標を掲げるなどし、PDCAサイクルを意識した計画として策定した。「緊急経済産業再生戦略」では、基本テーマ、プロジェクト、事業の体系、数値的戦略目標（事業規模、雇用創出者数、企業誘致数）をまとめ、戦略本部を設けて取り組んだのである。IO表で波及効果分析を行い、目標雇用数なども算出している¹⁴⁾。

こうした経験が活きる形で、2007年に「みやぎの将来ビジョン2007年-2016年」がまとめられ、そこに経済産業部の政策・施策が中核的な位置を占める形で盛り込まれていったわけである。こうした流れは宮城県の特例では決してない。産業経済部や商工労働部の政策・施策が常に地方自治体の全体方針に100%位置づけられているわけでは決してない。個別計画に止まっている場合もある。大事なことは、商工政策の主要部分をきちんと地方自治体の総合計画の中に位置づけていくことである。

そうすると、もはや進むべき道は明らかである。まずは、中小企業振興条例で、中小企業振興の目的、中小企業者の定義、中小企業振興条例の基本理念、中小企業者の責務・中小企業団体の責務、自治体の責務、大企業の役割、高等教育機関の役割、県民・市民の理解を明確にするとともに、中小企業振興の基本方針を確立するのである。

その上で、地方自治体の産業経済部、商工労働部などの中小企業関係部局の担当すべき政策体系の中に地域振興・中小企業振興の政策・施策プランを盛り込み、そこに止まるのでなく、それを地方自治体全体の総合計画の中に盛り込むようにしていかなければならないのである。そうしてはじめて、中小企業振興が県政・市政のなかに十全に位置付けられていくことになる。いうなれば、これが地方自治体の総合計画の実施計画、単年度計画に盛り込まれていく基本

ルートである。そうした地方行政の特質を踏まえ、中小企業振興条例の制定・改訂に取り組んでいく必要がある。

まとめ

さて、以上述べてきた方向が地域において定着するかどうか、そしてそもそも地方自治体において定着するかどうか、これはひとえに中小企業の位置と役割がどれだけ理解を得られるかにかかっている。

そのためには地域の産業構造、人口構造を明確にし、その中で中小企業の位置と役割を明らかにしていかなければならない。地方自治体の総合計画を策定する際、まず行われるのは地域の将来人口の推計である。これが計画の出発点となる。次いで、産業構造の分析である。意外とこれが知られていない。この分析の中で、中小企業がどのように存在し、雇用の維持や需要の確保において役割を果たしているのかを明らかにしていく必要がある。

さらに大事なことは、地域の中小企業の経営動向が機敏に捉えられていくのでなければならない。世界景況や大企業の景況のおおきくを受けて地域経済や地域の企業も様々な困難に直面する。そうした時の中小企業の動向が正確に捉えられることによって、自治体の政策対応のあり方も違ってくる。県民、市民の理解も違ってくる。

かくして、地域の中小企業、中小企業団体の側も、地域経済の担い手としての中小企業の活動、経営動向について積極的に情報発信をしていく必要があるのである。そして、政策形成力を身につけ、地域の政策立案に積極的に関与していく必要があるのである。

中小企業振興条例の制定・改正を求めていくということは、そうした決意をすることが必要となる。これこそが中小企業憲章の実質化への道に他ならない。

- 1) 本研究は、文部科学省科学研究費プロジェクト『地域経済活性化と統計の役割に関する研究』（研究代表：菊地進、2006年度～2009年度、課題番号18330042）に基づいている。都道府県、政令市などの政策企画部、統計課、商工労働部へ実地にヒアリング調査を行い、多くの知見を得ることができた。
ヒアリングの結果については次を参照されたい。
菊地進編『地方統計の利活用と活性化：2006年度～2009年度調査の記録』、産業統計研究社、2010年。
法政大学日本統計研究所『研究所報』、地方統計の現状と課題、No.40、2010年。
- 2) 行政評価について1990年代末より導入が試みられ、一部の地方自治体がその実験場と化したきらいがないわけではない。
小野達也・田淵雪子『行政評価ハンドブック』、三菱総合研究所、1998年。
斎藤達三監修『総合計画と政策評価』地球科学研究会、2003年。
中井達『政策評価』ミネルヴァ書房、2005年、248頁。
丹羽宇一郎『政策評価ハンドブック』、ぎょうせい、2006年。
中村とみ子『住民ニーズと政策評価』ミネルヴァ書房、2006年。
また、三菱総合研究所では、1998年より、地方自治体の「行政評価の取り組みに関する実態調査」を行ってきており、取り組みの推移について興味深い結果が得られている。結果は三菱総研のホームページで公表されている。
- 3) 福井県では、このサイクルを「A」：「分析：アセスメント（Assessment）」、「P」：「計画：プラン（Plan）」、「D」：「実施：ドゥ（Do）」、「S」：「評価：シー（See）」システムと呼び、とりわけ「A」の調査分析を重視している。
福井県『政策推進マネジメントシステム（職員用テキスト）』、政策総合推進課、2008年。
- 4) 「地方分権改革の推進に関する決議」（全国市長会、平成18年11月16日）
- 5) 「地方分権の推進に関する決議」（参院本会議、平成5年6月4日）
- 6) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年7月16日）
- 7) 地方6団体（全国知事会、全国都道府県議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村会議長会）は、2001年6月14日に会長談話を発表し、「地方分権推進法のもとに行われた今次の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮小を中心として、地方自治の歴史に残る画期的なものである。」と評している。
- 8) 「三位一体改革」をめぐる国と地方のやり取りは2005年11月に一応の決着を見せたが、時間がたつにつれ、地方から見た問題性が明らかになってきた。佐藤文俊編『三位一体改革と将来像』ぎょうせい、2007年。
神野直彦編著『三位一体改革と地方財政 - 到達点と

今後の課題』学陽書房、2006年。

- 9) 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案が審議に付されている。ただし、その後の民主党と野党のせめぎ合いの中で、「地域主権」という言葉自体が一時期ほどは使われなくなりつつある。
- 10) 地方自治体の政策形成については次で論じておいた。
菊地進「地方自治体の政策形成と統計」、『格差社会の統計分析』（現代社会と統計2）、北海道大学出版、2009年。
- 11) この点で筆頭に挙げられるのは、岐阜県における長期構想の策定である。法政大学日本統計研究所『研究所報』No.40所収の以下の論文を参照されたい。
菊地進「地方統計機構と統計の利活用」
都竹淳也（岐阜県商工政策課）「政策立案における統計活用の現状と課題」
清水浩二（岐阜県行政改革課）「統計データの政策

立案への活かし方」

- 12) 徳島県の振興条例は行政の側で一気に作り上げた面が強いが、盛り込まれた内容は興味深いところがある。それなりに地域振興、商工行政について力を入れている証である。
「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）～誇りと豊かさを実感できる「21世紀の徳島づくり」を目指して～」、2009年3月。
「平成21年度 徳島県商工労働部施策の概要」、徳島県商工労働部。
- 13) 宮城の将来ビジョン『富県共創！活力とやすらぎの邦づくり2007 - 2016』、宮城県企画政策部。
「宮城の将来ビジョン行動計画（平成19年度～平成21年度）」、宮城県、2008年3月。
- 14) 「宮城県緊急経済産業再生戦略事業報告書」、産業経済部、2006年8月。
「平成18年度宮城県産業経済行政施策の概要」、産業経済部、2006年4月。
「宮城県産業連関表 分析用ファイルおよび解説書」、宮城県。